

第4回浜松市中央卸売市場の今後のあり方研究会

日時 令和元年12月24日（火）

午前10時～（理事会終了後）

会場 中央卸売市場

3階中会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ（山下農林担当部長）

3 協議事項

(1)浜松市中央卸売市場業務条例について（令和元年12月19日公布）

(2) その他

4 閉 会

浜松市中央卸売市場の今後のあり方研究会委員(協力会理事)

委員区分	役職名	備考
水産卸会社	(株)浜松魚市代表取締役社長 宮地 一郎	
水産卸会社	浜松魚類(株)代表取締役社長 川村 雅美	
青果卸会社	浜松青果(株)代表取締役社長 松井 英司	
青果卸会社	(株)浜中代表取締役社長 山下 茂春	
水産仲卸組合	水産仲卸組合理事長 櫻井 秀己	
青果仲卸組合	青果仲卸組合理事長 伊藤 嗣男	
青果物商業協同組合	青果物商業協同組合理事長 山本 寿範	
果物商業協同組合	果物商業協同組合理事長 松本 光由	
水産物商業協同組合	水産物商業協同組合理事長 春日 大史	
関連事業協同組合	関連事業協同組合理事長 山田 晴久	

開設者	産業部農林水産担当部長 山下 文彦	
-----	-------------------	--

市場協力会	市場協力会事務長 小粥 康弘	
-------	----------------	--

管理事務所	浜松市中央卸売市場	名倉 勝 中村 直行 高柳 光男 古橋 育三 池谷 謙司 三浦 宏之 浅井 祐城	(法改正) " (経営展望) " "
-------	-----------	--	--------------------------------

○浜松市中央卸売市場業務条例

昭和54年3月30日

浜松市条例第37号

(略)

令和元年12月19日浜松市条例第43号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 市場関係事業者
 - 第1節 卸売業者（第6条—第21条）
 - 第2節 仲卸業者（第22条—第31条）
 - 第3節 売買参加者及び買出人（第32条—第34条）
 - 第4節 関連事業者（第35条—第41条）
- 第3章 売買取引及び決済の方法（第42条—第60条）
- 第4章 市場施設の使用（第61条—第68条）
- 第5章 監督（第69条—第72条）
- 第6章 市場開設運営協議会（第73条）
- 第7章 雑則（第74条—第80条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）に基づき、浜松市中央卸売市場の業務運営、施設の管理その他必要な事項について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより生鮮食料品等（法第2条第1項に規定する生鮮食料品等をいう。以下同じ。）の取引の適正化、流通の円滑化及び品質管理の高度化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。

(市場の名称、位置及び面積)

第2条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

名称	位置	面積
浜松市中央卸売市場（以下「市場」という。）	浜松市南区新貝町239番地の1	165,068平方メートル

(取扱品目)

第3条 市場の取扱品目は、次に掲げるものとする。

- (1) 野菜、果実及びこれらの加工品並びに市長が定めるその他の食料品（以下「青果物」という。）
- (2) 生鮮水産物及びその加工品並びに市長が定めるその他の食料品（以下「水産物」という。）

2 取扱物品が前項各号のいずれの取扱品目に属するかについて疑義があるときは、市長が定める。

(開場の期日)

第4条 市場は、次の各号に掲げる日（以下「休場日」という。）を除き、毎日開場する。

- (1) 日曜日（1月5日及び12月27日から同月30日までの日が日曜日に当たるときは、その日を除く。）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日から同月4日まで及び12月31日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休場日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休場日以外の日に開場しないことができる。

3 市長は、前項の規定により休場日に開場し、又は休場日以外の日に開場しないこととする場合には、取扱品目に係る生産及び出荷の事情、小売商の貯蔵及び販売の能力並びに消費者の食習慣、購買慣習等を充分考慮してするものとする。

(開場の時間)

第5条 市場の開場の時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売の業務の許可)

第6条 卸売の業務（市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、次条各号に掲げる取扱品目ごとに行う。
- 3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしてはならない。
 - (1) その許可をすることによって卸売業者(第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)の数が次条に規定する上限を超えることとなるとき。
 - (2) 申請者が法人でないとき。
 - (3) 申請者が、法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
 - (4) 申請者が、第72条第1項の規定による第1項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
 - (5) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であるとき。
 - (6) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの者と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。
 - (7) 申請者が、暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。
 - (8) 申請者が、卸売の業務を適確に遂行するために必要な知識経験及び資力信用を有しない者であるとき。
 - (9) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの
 - ウ 第72条第1項の規定による第1項の許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者(当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。)で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの
 - エ 暴力団員等
- 4 市長は、第1項の許可の申請をした者が第16条第2項の規定による許可の取消しを

受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるときは、第1項の許可をしないことができる。

(卸売業者の数の上限)

第7条 卸売業者の数の上限は、次の各号に掲げる取扱品目ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 青果物 2

(2) 水産物 2

(卸売業者の責務)

第8条 卸売業者は、卸売の業務を適正かつ健全に運営し、生鮮食料品等の公正な集荷、品質管理の高度化及び公正明朗な取引を推進し、かつ、流通経費の節減に努めなければならない。

(保証金の預託等)

第9条 卸売業者は、第6条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、規則で定めるところにより保証金を市に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

(保証金の額等)

第10条 卸売業者が預託しなければならない保証金の額は、次の各号に掲げる取扱品目ごとに、それぞれ当該各号に定める金額の範囲内において規則で定める額とする。

(1) 青果物 300万円以上1,600万円以下

(2) 水産物 300万円以上2,400万円以下

2 前条第1項の保証金は、次に掲げる有価証券をもって、これに充てることができる。

(1) 国債証券

(2) 地方債証券

(3) 日本銀行が発行する出資証券

(4) 特別の法律により法人が発行する債券

(5) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第3項に規定する投資信託に係る同条第7項に規定する受益証券及び貸付信託法（昭和27年法律第195号）第2条第2項に規定する受益証券

3 前項に規定する有価証券の価格は、規則で定める額とする。

(保証金の追加預託等)

第11条 保証金について差押え、仮差押え若しくは仮処分命令の送達があったとき、

国税滞納処分若しくは地方税滞納処分又はこれらの例による処分があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に、処分された金額又は不足した金額に相当する金額を保証金として追加預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、同項に規定する期間が経過した後は、その預託を完了するまでの間は、卸売の業務を行うことができない。

3 第1項の規定による預託については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(保証金の充当)

第12条 市は、卸売業者が第67条第1項に規定する使用料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、当該卸売業者が預託した保証金をこれに充てることができる。

(保証金の返還)

第13条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければ、これを返還しない。

(名称の変更等の届出)

第14条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第6条第1項の許可に係る卸売の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。

(2) 第6条第1項の許可の申請の内容(規則で定めるものに限る。)に変更があったとき。

2 卸売業者が合併以外の事由により解散したときは、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第15条 卸売業者が事業(卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて規則で定めるところにより市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者である法人の合併の場合(卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(卸売の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について規則で定めるところにより市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又

は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の認可については、第6条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第15条第1項又は第2項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により卸売の業務を承継する法人」と、同条第4項中「第1項の許可の申請をした者」とあるのは「第15条第1項又は第2項の認可の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により卸売の業務を承継する法人」と、「第1項の許可を」とあるのは「第15条第1項又は第2項の認可を」と読み替えるものとする。

4 第1項又は第2項の認可を受けて卸売業者の地位を承継した者は、譲渡人又は合併前若しくは分割前の法人が使用指定を受けていた市場施設の使用を認められたものとする。
(卸売の業務の許可の取消し)

第16条 市長は、卸売業者が第6条第3項第3号、第5号から第7号まで又は第9号のいずれかに該当することとなったときは、同条第1項の許可を取り消さなければならない。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第6条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に卸売の業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由がないのに引き続き1月以上卸売の業務を休止したとき。

3 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(事業の報告)

第17条 卸売業者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを市長に提出するとともに、当該事業報告書(出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として規則で定めるものが記載された部分に限る。)について閲覧の申出があった場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

(せり人の登録)

第18条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。

2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、次項の規定に該当するときを除き、その日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより第1項の登録をし、速やかにその旨を申請者に通知するとともに、登録を受けたせり人に対し、規則で定める登録証及びせり人章を交付しなければならない。

4 市長は、第2項の規定による申請があった場合において、当該申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき又は登録の申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3) 第72条第2項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(4) 暴力団員等であるとき。

(せり人の責務)

第19条 せり人は、その職務を誠実かつ公正に遂行し、迅速に処理しなければならない。

(せり人の登録の取消し)

第20条 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その登録を取り消さなければならない。

(1) 第18条第4項第1号、第2号又は第4号に該当することとなったとき。

(2) 卸売業者が当該せり人に係る登録の取消しを申し出たとき。

2 前項又は第72条第2項の規定により登録を取り消されたせり人は、速やかに、登録証及びせり人章を市長に返還しなければならない。

(登録証の携帯等)

第21条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、登録証を携帯するとともにせり人章を着用しなければならない。

第2節 仲卸業者

(仲卸しの業務の許可)

第22条 仲卸しの業務（市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗におい

て販売する業務をいう。以下同じ。)を行おうとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、次条各号に掲げる取扱品目ごとに行う。

3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしてはならない。

(1) その許可をすることによって仲卸業者(第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)の数が次条に規定する上限を超えることとなるとき。

(2) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(3) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(4) 申請者が、第72条第1項の規定による第1項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(5) 申請者が、第72条第1項の規定による第1項の許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者(当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。)で、その処分の日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(6) 申請者が暴力団であるとき。

(7) 申請者が暴力団員等であるとき。

(8) 申請者が、暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。

(9) 申請者が、暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。

(10) 申請者が、仲卸しの業務を適確に遂行するために必要な知識経験及び資力信用を有しない者であるとき。

(11) 申請者が法人の場合にあっては、その業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 第72条第1項の規定による第1項の許可の取消しを受け、その取消しの日から

起算して3年を経過しない者

エ 第72条第1項の規定による第1項の許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

オ 暴力団員等

4 市長は、第1項の許可の申請をした者が第30条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるときは、第1項の許可をしないことができる。

（仲卸業者の数の上限）

第23条 仲卸業者の数の上限は、次の各号に掲げる取扱品目ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 青果物 12

(2) 水産物 18

（仲卸業者の責務）

第24条 仲卸業者は、仲卸しの業務を適正かつ健全に運営し、取扱物品についての公正かつ妥当な評価に努め、品質管理の高度化及び公正明朗な取引を推進し、かつ、流通の円滑化に努めなければならない。

（保証金の預託等）

第25条 仲卸業者は、第22条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、規則で定めるところにより保証金を市に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、仲卸しの業務を開始してはならない。

（保証金の額等）

第26条 仲卸業者が預託しなければならない保証金の額は、取扱品目ごとに、規則で定める市場施設の使用料の月額額の6倍に相当する額の範囲内において規則で定める額とする。

2 前条第1項の保証金については、第10条第2項及び第3項並びに第11条から第13条までの規定を準用する。

（名称の変更等の届出）

第27条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第22条第1項の許可に係る仲卸しの業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。

(2) 第22条第1項の許可の申請の内容（規則で定めるものに限る。）に変更があったとき。

2 仲卸業者が死亡し、又は合併以外の事由により解散したときは、その相続人又は清算人若しくは破産管財人は、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

（仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割）

第28条 仲卸業者が事業（仲卸しの業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて規則で定めるところにより市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者である法人の合併の場合（仲卸業者である法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（仲卸しの業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について規則で定めるところにより市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。

3 前2項の認可については、第22条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第28条第1項又は第2項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により仲卸しの業務を承継する法人」と、同条第4項中「第1項の許可の申請をした者」とあるのは「第28条第1項又は第2項の認可の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により仲卸しの業務を承継する法人」と、「第1項の許可を」とあるのは「第28条第1項又は第2項の認可を」と読み替えるものとする。

4 第1項又は第2項の認可を受けて仲卸業者の地位を承継した者は、譲渡人又は合併前若しくは分割前の法人が使用指定を受けていた市場施設の使用を認められたものとする。

（仲卸しの業務の相続）

第29条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

- 2 前項の認可を受けようとする者は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内に、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。
- 3 相続人が前項の規定による申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可をする旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第22条第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 4 第1項の認可については、第22条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第29条第1項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る相続人」と、同条第4項中「第1項の許可の申請をした者」とあるのは「第29条第1項の認可の申請に係る相続人」と、「第1項の許可を」とあるのは「第29条第1項の認可を」と読み替えるものとする。
- 5 第1項の認可を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。
- 6 第1項の認可を受けて仲卸業者の地位を承継した者は、被相続人が使用指定を受けていた市場施設の使用が認められたものとする。

(仲卸しの業務の許可の取消し)

第30条 市長は、仲卸業者が第22条第3項第2号、第3号、第5号から第9号まで又は第11号のいずれかに該当することとなったときは、同条第1項の許可を取り消さなければならない。

- 2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第22条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第22条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に仲卸しの業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由がないのに引き続き1月以上仲卸しの業務を休止したとき。

- 3 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(事業の報告)

第31条 仲卸業者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを市長に提出しなければならない。

第3節 売買参加者及び買出人

(売買参加者の承認)

第32条 市場内において卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認について必要な事項は、市長が定める。

(買出人の承認)

第33条 市場内において仲卸業者から販売を受けようとする者（前条第1項の承認を受けた者（以下「売買参加者」という。）を除く。）は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認について必要な事項は、市長が定める。

(売買参加者及び買出人の責務)

第34条 売買参加者及び前条第1項の承認を受けた者（以下「買出人」という。）は、一般消費者への小売又は加工業務を適正かつ健全に運営し、取扱物品についての品質管理の高度化及び公正明朗な取引を推進しなければならない。

第4節 関連事業者

(関連事業者の許可)

第35条 関連業務（市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者、買出人その他の市場の利用者に便益を提供するために市場内の店舗その他の施設において行う業務（規則で定めるものに限る。）をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしてはならない。

- (1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が、第72条第1項の規定による前項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が、第72条第1項の規定による前項の許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (5) 申請者が暴力団であるとき。
- (6) 申請者が暴力団員等であるとき。

- (7) 申請者が、暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。
- (8) 申請者が、暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。
- (9) 申請者が、関連業務を適確に遂行するために必要な知識経験及び資力信用を有しない者であるとき。
- (10) 申請者が、業務に必要な行政庁の許可を受けていない者であるとき。
- (11) 申請者が法人の場合にあっては、その業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 第72条第1項の規定による前項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者

エ 第72条第1項の規定による前項の許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

オ 暴力団員等

- 3 市長は、第1項の許可の申請をした者が第39条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるときは、第1項の許可をしないことができる。

（関連事業者の責務）

第36条 関連事業者（前条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、その業務を適正かつ健全に運営し、市場機能の充実又は市場の利用者に対する便益の提供に努めなければならない。

（保証金の預託等）

第37条 関連事業者は、第35条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、規則で定めるところにより保証金を市に預託しなければならない。

- 2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

（保証金の額等）

第38条 関連事業者が預託しなければならない保証金の額は、規則で定める市場施設の
使用料の月額額の6倍に相当する額の範囲内において関連事業者の種類に応じ規則で定め
る額とする。

2 前条第1項の保証金については、第10条第2項及び第3項並びに第11条から第1
3条までの規定を準用する。

(関連業務の許可の取消し)

第39条 市長は、関連事業者が第35条第2項各号(第3号及び第9号を除く。)のい
ずれかに該当することとなったとき又はその業務を適確に遂行するために必要な資力信
用を有しなくなったと認めるときは、同条第1項の許可を取り消さなければならない。

2 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第35条第1項の許可
を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第35条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以
内にその業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(関連業務の規制等)

第40条 市長は、関連事業者の行う業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要
があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務について必要な指示等をするこ
とができる。

2 関連事業者は、第35条第1項の許可を受けた取扱品目又は営業種目以外のものを取
り扱ってはならない。

(準用)

第41条 関連事業者については、第27条から第29条までの規定を準用する。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第42条 取引参加者(法第4条第4項第2号に規定する取引参加者をいう。以下同じ。)
は、市場における売買取引を公正かつ効率的に行わなければならない。

(売買取引の方法)

第43条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札の方法又
は相対取引によらなければならない。

2 市長は、市場における適正かつ健全な売買取引を確保するために必要があると認め
るときは、卸売業者に対し、売買取引の方法その他必要な事項を指示することができる。

3 卸売業者は、相対取引の方法により卸売をするときは、供給の状況及び公正な価格形成に配慮しなければならない。

(卸売業者の業務の規制)

第44条 卸売業者は、第6条第1項の許可に係る取扱品目に属する物品の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合及び法第13条第6項に規定する地方卸売市場の卸売業者が当該地方卸売市場においてその業務に関する規程に定めるところにより卸売をする場合を除き、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に申請してその承認を受けなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

2 市長は、前項の承認に係る販売が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、卸売業者に当該業務の中止その他必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。

(差別的取扱いの禁止等)

第45条 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

3 卸売業者は、第6条第1項の許可に係る取扱品目に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。

(仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売の報告)

第46条 卸売業者は、卸売の業務に関し、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(市場外にある保管場所の届出等)

第47条 卸売業者は、卸売の業務に関し、卸売をするために市場以外の場所に物品の保管をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も同様とする。

2 卸売業者は、前項に規定する物品の保管をしなくなったときは、速やかに、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

3 卸売業者は、卸売の業務に関し、市場内にある物品以外の物品の卸売をしたときは、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(卸売業者の卸売の相手方としての買受けの報告)

第48条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、市場において第6条第1項の許可に係る取扱品目に属する物品についてされる卸売の相手方として物品を買い受けたときは、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(卸売の記録の提出)

第49条 卸売業者は、卸売の業務として卸売を行った物品について、規則で定める事項を記録し、規則で定めるところにより市長に提出しなければならない。

(仲卸業者の業務の規制)

第50条 仲卸業者は、市場内においては、第22条第1項の許可に係る取扱品目に属する物品について販売の委託の引受けをしてはならない。

2 仲卸業者は、第22条第1項の許可に係る取扱品目に属する物品を市場の卸売業者及び仲卸業者以外の者から買い入れて市場内において販売したときは、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

第51条 仲卸業者は、第22条第1項の許可に係る取扱品目に属する物品の販売をしようとするときは、当該許可に係る仲卸しの業務としてする場合を除き、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に申請してその承認を受けなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

2 市長は、前項の承認に係る販売が仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、仲卸業者に当該業務の中止その他必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。

(売買取引の制限)

第52条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命じることができる。

(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。

(2) 不当な価格を生じたとき又は生じるおそれがあると認めるとき。

2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。

(1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。

(2) 買受代金の支払を怠ったとき。

(衛生上有害な物品等の売買禁止等)

第53条 市長は、衛生上有害な物品又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品（以下この条において「衛生上有害な物品等」という。）が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者は、衛生上有害な物品等を売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 市長は、衛生上有害な物品等の売買を差し止め、又は撤去を命じることができる。
（卸売業者による売買取引の条件の公表等）

第54条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。）を公表しなければならない。

2 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは、速やかに、規則で定めるところによりその旨及び当該受託契約約款を市長に届け出なければならない。当該受託契約約款の内容を変更したときも同様とする。
（売買取引の結果等の報告）

第55条 卸売業者は、規則で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の収受の状況を含む。）その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として規則で定めるもの（次条において「売買取引の結果等」という。）を市長に報告しなければならない。

（卸売業者による売買取引の結果等の公表）

第56条 卸売業者は、規則で定めるところにより、売買取引の結果等を公表しなければならない。

（開設者による売買取引の結果等の公表）

第57条 市長は、卸売業者から第55条の規定による報告を受けたときは、速やかに、規則で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の規則で定める事項を公表しなければならない。

（支払期日、支払方法その他の決済の方法）

第58条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、規則で定める日までに、当該卸売をした物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）から、受託者が定める委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用を控除した金額を支払わなければならない。

2 卸売業者は、出荷者から物品を買い受けたときは、出荷者に対して、規則で定める日

までに、当該買い受けた物品の販売金額を支払わなければならない。

- 3 卸売業者から卸売を受けた者は、卸売業者に対して、規則で定める日までに、当該卸売を受けた物品の販売金額を支払わなければならない。
- 4 仲卸業者から販売を受けた者は、仲卸業者に対して、規則で定める日までに、当該販売を受けた物品の販売金額を支払わなければならない。
- 5 市場における売買取引の支払方法は、現金、送金又は市長が別に定める電子決済によるものとする。
- 6 前各項の規定にかかわらず、契約で支払期日、支払方法その他の決済の方法を定める場合は、当該契約に定めるところによる。

(出荷奨励金の交付)

第59条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

(完納奨励金の交付)

第60条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者又は売買参加者に対して完納奨励金を交付することができる。

第4章 市場施設の使用

(施設の使用指定等)

第61条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

- 2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営及び品質管理の高度化を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。
- 3 前項の規定による許可を受けた者は、その許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市に預託しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 前項の保証金の額は、第2項の規定による許可に係る使用料の月額額の6倍に相当する額の範囲内において規則で定める額とする。
- 5 第3項の保証金については、第10条第2項及び第3項並びに第11条から第13条までの規定を準用する。
- 6 第1項の規定による指定又は第2項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」と

いう。)は、その適正な使用に努めなければならない。

(用途変更、転貸等の禁止)

第62条 使用者は、当該市場施設の用途を変更し、又は当該市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状変更の禁止等)

第63条 使用者は、市場施設に造作し、模様替えをし、その他市場施設の原状に変更を加える行為をしてはならない。ただし、市場施設の原状の変更について市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 使用者が前項ただし書の規定により承認を受けて市場施設に造作し、模様替えをし、その他市場施設の原状に変更を加える行為をしたときは、市長は、使用者に対し、返還の際原状の回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命じることができる。

(返還)

第64条 使用者の死亡、使用者である法人の解散、使用者の廃業、業務に係る許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該市場施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第65条 市長は、市場施設について、業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命じることができる。

(補修命令)

第66条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者に対し、その補修を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命じることができる。

(使用料等)

第67条 市場施設の使用料(消費税法施行令(昭和63年政令第360号。以下「政令」という。)第8条に該当しない場合の土地使用に係る土地使用料を除き、消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)は、別表に掲げる額の範囲内において規則で定める。

2 市場施設において使用する電気、ガス、水道、空調等の費用及びこれらの設備の維持管理に要する費用で市長の指定するものは、使用者の負担とする。

3 使用者は、その使用の有無にかかわらず、その使用料を納付しなければならない。

4 既納の使用料は、これを返還しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

5 前各項に定めるもののほか、使用料の納付期限その他必要な事項は、規則で定める。
(使用料の減免)

第68条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項に規定する使用料を減免することができる。

(1) 使用者の責めに帰すことができない理由によって市場施設が使用できなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

第5章 監督

(指導及び助言)

第69条 市長は、取引参加者に対し、この条例又はこの条例に基づく規則の規定を遵守させるために必要な指導又は助言をすることができる。

(報告及び検査)

第70条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善措置命令)

第71条 市長は、卸売の業務又は仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者又は仲卸業者に対し、当該卸売業者又は仲卸業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。

2 市長は、卸売業者又は仲卸業者の財産の状況が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当する場合において、卸売の業務又は仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者又は仲卸業者に対し、当該卸売業者又は仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。

- (1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回った場合
- (2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回った場合
- (3) 経常損失が規則で定める連続する事業年度において生じた場合

3 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、関連事業者に対し当該関連事業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。

(監督処分)

第72条 市長は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者、買出人、関連事業者又は第61条第2項の規定により市場施設を使用している者（売買参加者及び買出人を除く。以下この条において「施設使用者」という。）がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、これらの者に対し5万円以下の過料に処し、又は卸売業者にあつては第1号、仲卸業者にあつては第2号、売買参加者にあつては第3号、買出人にあつては第4号、関連事業者にあつては第5号、施設使用者にあつては第6号に掲げる処分をすることができる。

- (1) 第6条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命じること。
- (2) 第22条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命じること。
- (3) 第32条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命じること。
- (4) 第33条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命じること。
- (5) 第35条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じること。
- (6) 第61条第2項の規定による許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場施設の全部若しくは一部の使用の停止を命じること。

2 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命じることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
 - (2) せり売に関して委託者、仲卸業者又は売買参加者と気脈を通じ不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。
 - (3) その業務に関して委託者、仲卸業者又は売買参加者から金品その他の利益を収受したとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市場においてせり人としての職務に公正を欠く行為があったとき。
- 3 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、買出人、関連事業者又は施設使用者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して市長が6月以内の期間を定めて市場への入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者、買出人、関連事業者又は施設使用者に対しても、第1項の規定を適用する。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第78条第1項の規定に違反した者については、適用しない。
- 5 第1項第1号又は第2号の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第6章 市場開設運営協議会

第73条 市は、市場の開設又はその業務の運営に関し必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市中央卸売市場開設運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 6 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会の組織又は運営に関する事項については、規則で定める。

第7章 雑則

（卸売の業務の代行）

第74条 市長は、卸売業者が第6条第1項の許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部若しくは一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者（卸売業者であったものを含む。）に対しその行うことができなくなった卸売の業務に係る卸売のための販売の委託の申込みのあった物品について、他の卸売業者にその卸売の業務を行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により卸売の業務を行わせる者がいないとき又は他の卸売業者に行わせることが不相当と認めるときは、市場の仲卸業者にその卸売の業務を行わせ、又は自らその卸売の業務を行うことができる。

3 市場に出荷された物品について委託の引受けをする卸売業者がいない場合又は不明な場合については、前2項の規定を準用する。

（無許可営業の禁止）

第75条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が、それぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要があると認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命じることができる。

（市場への出入り等に対する指示）

第76条 市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内における運搬については、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の規定による指示に従わない者に対しては、市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内における運搬を禁止することができる。

（市場秩序の保持等）

第77条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない。

2 市場へ入場する者は、市場の清潔保持に努めるとともに、廃棄物の適正処理、排気ガス及び騒音の抑制等事業活動に伴う環境負荷の低減に努めなければならない。

3 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場へ入場する者に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる。

（自動車の登録の義務）

第78条 市場内で自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のうち2輪のものを除いたものをいう。）を使用する者は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

2 前項の規定による登録を受けようとする者は、市長が定めるところにより、登録申請書を市長に提出しなければならない。

(許可等の条件)

第79条 この条例の規定による許可、認可、承認又は指定には、有効期間その他の条件を付することができる。

2 前項に規定する条件は、許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(委任)

第80条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。(昭和54年4月1日——昭和54年浜松市規則第40号)

(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。ただし、次項及び附則第11項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の浜松市中央卸売市場業務条例(以下「新条例」という。)第44条第1項及び第51条第1項の承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

3 施行日前に、浜松市中央卸売市場における卸売の業務(卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成30年法律第62号)第1条の規定による改正前の卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「旧法」という。)第4条第2項第4号に規定する卸売の業務をいう。)に関して旧法第15条第1項の規定によりされた許可その他の旧法の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この附則に別段の定めがあるものを除き、新条例第6条第1項その他の新条例の相当規定によりされたものとみなす。

4 施行日前に、改正前の浜松市中央卸売市場業務条例(以下「旧条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、旧条例第55条第1項の承認及びこの附則に

別段の定めがあるものを除き、新条例の相当規定によりされたものとみなす。

- 5 次の表の左欄に掲げる新条例の規定の適用については、同表の中欄に掲げる許可その他の処分を受けた者は、その許可その他の処分を受けた日において、同表の右欄に掲げる許可その他の処分を受けたものとみなす。

第6条第3項第4号及び第9号ウ（第15条第3項において準用する場合を含む。）	旧法第49条第2項の規定による旧法第15条第1項の許可の取消し	新条例第72条第1項の規定による新条例第6条第1項の許可の取消し
第6条第4項（第15条第3項において準用する場合を含む。）	旧法第25条第2項の規定による旧法第15条第1項の許可の取消し	新条例第16条第2項の規定による新条例第6条第1項の許可の取消し
第9条第1項及び第16条第2項第1号	旧法第15条第1項の許可	新条例第6条第1項の許可
第18条第4項第3号	旧条例第78条第5項の規定による旧条例第13条第1項の登録の取消し	新条例第72条第2項の規定による新条例第18条第1項の登録の取消し
第22条第3項第4号、第5号並びに第11号ウ及びエ（第28条第3項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）	旧条例第78条第1項の規定による旧条例第20条第1項の許可の取消し	新条例第72条第1項の規定による新条例第22条第1項の許可の取消し
第22条第4項（第28条第3項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）	旧条例第24条第2項の規定による旧条例第20条第1項の許可の取消し	新条例第30条第2項の規定による新条例第22条第1項の許可の取消し
第25条第1項及び第30条第2項第1号	旧条例第20条第1項の許可	新条例第22条第1項の許可
第35条第2項第3号、第4号並びに第11号ウ及びエ（第41条において準用する第28条第3項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）	旧条例第78条第3項の規定による旧条例第33条第1項の許可の取消し	新条例第72条第1項の規定による新条例第35条第1項の許可の取消し
第35条第3項（第41条において準用する第28条第3項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）	旧条例第37条第2項の規定による旧条例第33条第1項の許可の取消し	新条例第39条第2項の規定による新条例第35条第1項の許可の取消し
第37条第1項及び第39条第2項第1号	旧条例第33条第1項の許可	新条例第35条第1項の許可

- 6 この条例の施行の際現に旧条例第13条第1項の登録を受けている者の当該登録には、有効期間の定めがないものとする。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第47条第1項第1号の規定により保管場所の指定を受けている者及びその指定の申請をしている者は、施行日に新条例第47条第1項の規定により当該保管場所について届出をした者とみなす。
- 8 施行日の前日に旧条例第80条第1項の浜松市中央卸売市場開設運営協議会（以下「旧協議会」という。）の委員の職にあった者（以下「旧委員」という。）は、施行日におい

て、新条例第73条第3項の規定により同条第1項に規定する浜松市中央卸売市場開設運営協議会（以下「新協議会」という。）の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、旧委員の任期の末日までとする。

9 施行日の前日に旧協議会の会長又は副会長の職にあった者は、新条例第73条第5項の規定にかかわらず、それぞれ新協議会の会長又は副会長とみなす。

10 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（規則への委任）

11 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

別表（第67条関係）

種別		金額
卸売業者市場使用料		1月につき 1月の販売金額の1,000分の3に相当する額
仲卸業者市場使用料		1月につき 仲卸業者が第22条第1項の許可に係る取扱品目に属する物品を市場の卸売業者及び仲卸業者以外の者から買い入れて市場内において販売した場合におけるその買入れ物品の1月の販売金額の1,000分の3に相当する額
卸売業者売場 使用料	卸売場	1㎡1月につき 196円
	低温卸売場A	1㎡1月につき 895円
	低温卸売場B	1㎡1月につき 1,115円
仲卸業者売場使用料		1㎡1月につき 1,320円
買荷保管・積込 所使用料	水産第1積込所	1㎡1月につき 592円
	水産第2積込所	1㎡1月につき 1,012円
	青果買荷積込所	1㎡1月につき 663円
業者事務所使 用料	第1種事務室	1㎡1月につき 1,100円
	第2種事務室	1㎡1月につき 1,540円
	福利厚生施設	1㎡1月につき 770円
倉庫使用料		1㎡1月につき 660円
冷蔵庫使用料	冷蔵庫A	1月につき 750,514円

	冷蔵庫B	1月につき 372,219円
	冷蔵庫C	1月につき 372,219円
	冷蔵庫D	1月につき 372,219円
	冷蔵庫E	1月につき 372,219円
	冷蔵庫F	1月につき 1,119,695円
	冷蔵庫G	1月につき 1,119,695円
超低温冷蔵庫 使用料	超低温冷蔵庫A	1月につき 436,961円
	超低温冷蔵庫B	1月につき 436,961円
低温倉庫使用料		1m ² 1月につき 1,631円
果実低温倉庫・熟成施設使用料		1m ² 1月につき 1,323円
関連事業者施設使用料		1m ² 1月につき 1,540円
廃棄物処理施設使用料		1m ² 1月につき 1,110円
加工処 理施設 使用料	水産第1加工処理施設	1m ² 1月につき 660円
	水産第2加工処理施設	1m ² 1月につき 1,100円
	青果加工処理施設	1m ² 1月につき 660円
配送施設使用料		1m ² 1月につき 746円
金融施設使用料		1m ² 1月につき 990円
管理棟事務室使用料		1m ² 1月につき 1,100円
会議室	大会議室	1時間につき 1,100円
	小会議室	1時間につき 330円
土地使用料	政令第8条に該 当する場合	1m ² 1月につき 110円
	政令第8条に該 当しない場合	1m ² 1月につき 100円

備考

- 1 使用面積が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 2 使用料の額が月額で定められている場合であって、その使用期間が1月未満であるときの使用料の額は、使用料の月額を30で除して得た額にその月の使用日数を乗じて得た額とする。